

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月15日現在

機関番号：32638

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21402009

研究課題名（和文） 中国における森林権利関係をめぐる法社会学的研究

研究課題名（英文） A study of Chinese forest rights from the viewpoint of sociology of law

研究代表者

奥田 進一（OKUDA SHINICHI）

拓殖大学・政経学部・准教授

研究者番号：60365864

研究成果の概要（和文）：中国の森林をめぐると権利関係を体系的に把握し、実務に益するための学際的な研究の必要性が高まっているという事情を踏まえて、本研究は、中国の森林という自然資源をめぐると権利関係（所有・利用・管理の主体、それに付随する義務・権限・便益の内実、及び主体間の関係構造）の現状と特徴を、主に近現代における歴史的な発展経緯を手掛かりに、法社会学的見地から理解することを目的とする。

研究成果の概要（英文）：We should research the rights of forest in China systematically. This is becoming very academically important things. Further, to study this problem from a multidisciplinary perspective is needed in practice. The purpose of this research is to understand present situation and characteristics on the rights of forest, as natural resources, in China. Our research had two types; one is to understand the right subject, another is to elucidate the contents of obligation. We also elucidated the realities of environment and forest law enforcement and the dispute resolution mechanism around forest rights. Our research is based on historical acts and we always had a sociological perspective. Therefore, features of our research is the field survey.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	4,900,000	1,470,000	6,370,000
2010年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	9,500,000	2,850,000	12,350,000

研究分野：社会科学（A）

科研費の分科・細目：基礎法学

キーワード：森林利用権、中国法、法社会学、自然資源、コモンズ

1. 研究開始当初の背景

グローバル市場化や環境問題の深刻化が進む今日において、巨大人口を抱え経済発展に邁進する中国の森林が、どのように維持・

利用されていくかは、東アジア、地球規模での持続的発展という観点からも極めて重要な位置づけにある。

とりわけ、現在、既に森林を明確な二酸化

炭素の吸収源と見なし、ポスト京都議定書の枠組み作りが行われている地球温暖化問題において、中国の動向は、自身の炭素削減義務の設定という点においても、日本等からの排出量取引や CDM の対象という点においても注目が集まっていた。中国は、これまで二酸化炭素の排出削減義務を負うことを拒否してきたが、2007 年に入って態度を転換した。中国政府は、ポスト京都議定書の枠組みに参加する意志を固め、その中で植林を重要な政策課題として位置づけるようになった。実際に、2007 年 9 月の APEC 首脳会合の特別宣言において、「地球温暖化対策として 2020 年までに APEC 域内の森林面積を 2000 万 ha 増加させる」という数値目標を設定させたのは、中国のイニシアティブにほかならない。中国はこれまで洪水対策・砂漠化対策として熱心に植林を展開してきたので、年間植林面積は世界最大である。中国は植林の進展により年間 1 億トン近くの炭素を吸収しており、その吸収量は今後も増加するだろう。森林吸収を活用すれば、中国はポスト京都で排出削減義務を負うことも可能となると思われた。日本としても中国の森林政策を支援する中で、中国により積極的なポスト京都議定書の枠組みへの参加を促すことが重要である。

また、国際的な地球環境問題への取り組み等が、これまで安価な林産物の供給源であった東南アジア・ロシア等の伐採規制を促しつつあり、中国においても、域内の需要増に対応しつつ持続的に森林を管理する必要性が高まっていた。さらに、日本に限定すれば、森林破壊と砂漠化の進展に伴う黄砂被害の拡大や、林産物の輸出入増加に伴う企業進出や国内産業弱体化の可能性といった点から、中国の森林をめぐる動向が注目されていた。

ところが、これらの問題への対応・解決を

図ることを目的として中国にアプローチした各方面の研究者は、一様に、大きな困難に直面していた。それは、近代的所有概念の下で土地の私有財産制を基軸に設定されてきた森林の権利関係が、中国においては、地域固有の権利認識が依然として根強いことと、1950 年代以降、土地の社会主義公有制が実施・維持されてきたことを受けて、極めて特徴的な形で複雑化しているという現状の存在の 2 点であった。特に、1980 年代から改革・開放政策に転じて以降、中央政府は、基層社会の森林経営を民間に委ね、林産物の生産流通を市場化する方針を取るようになった。しかし、林地を含めた土地の所有が、社会主義公有制の原則上、「国家」及び「集団」と呼ばれる基層社会単位に限定されているため、新たな経営主体となった農民・企業には、土地所有権ではなく、「林地使用権」、「林木所有権」、或いは各種の「請負経営権」といった形で、森林利用の権利が付与されている。さらに、2007 年の「物権法」の制定を通じて大まかな概念整理はなされたものの、この森林をめぐる複雑な権利関係は、中国の森林経営に携わる内外の主体を依然として困惑させている。例えば、基層社会における権利紛争は深刻化しており、既存の専門調査・研究においても、しばしば複雑化した権利関係に対する誤解が内包されている。中国が地球温暖化防止への国際的取り組みに貢献していくにあたっては、実質的な活動として国家・集団所有の土地における森林造成・保護が大きなウエイトを占めるため、この特徴的かつ複雑な権利関係が障害となる可能性が極めて高かった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、中国の森林という自然資源をめぐる権利関係（所有・利用・管理の主

体、それに付随する義務・権限・便益の内実、及び主体間の関係構造)の現状と特徴を、主に近現代における歴史的な発展経緯を踏まえて法社会学的見地から理解することである。本研究には、研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の持つ学際的なバックグラウンドを生かして、森林という自然資源の「権利関係」の解明に焦点を当て、多面的かつ体系的な現地調査を行うことで、中国における人間—自然関係の特徴と展望を実践的に示すという特色がある。

当該権利関係の解明を通じて、中国において、地球温暖化防止や、東アジアにおける森林の持続的・効率的利用といった喫緊の課題に取り組む際の根本的な視座が提供されることが期待される。同時に、浮き彫りになった権利関係を、現在、整備されつつある中国の法体系に照合して解釈することで、中国において各種の森林関連事業を展開する各主体に対し、自らの有すべき権限と義務を明示する。これらの結果、各方面における効果的な活動が可能になるという意義を有する。

3. 研究の方法

本研究においては、各研究者及び研究協力者がこれまで構築してきた現地における人的ネットワークを生かして、様々な自然生態的・社会的特徴を有する中国各地から、典型的な森林植生と社会構造を持つ数か所の定点調査地を抽出し、それぞれプロジェクト・チームを設けて現地調査に当たった。主な調査内容は、①近現代を通じた森林をめぐる権利関係の推移の把握(歴史・法律文書の発掘・分析、識者へのヒアリング等)、②現状における権利方面の政策の実施状況(政策担当者へのヒアリング、権利紛争の解決状況調査、土地登記簿の確認等)、③権利関係の政

策変化が各地の森林経営活動に与えた影響(農民・林家・現地企業へのヒアリング、林産物生産過程の変容分析等)である。最終的には、各定点調査地の比較を通じて、それぞれの段階における特徴を浮き彫りにする。同時に、中国においてこの方面に取り組んでいる研究者との連携を図り、現地調査への同行、共同研究会の開催等を通じて、上記の諸点についての体系的・理論的な理解を深めた。

4. 研究成果

現在の中国において、森林をめぐる権利関係は、「林権」という言葉で公式に総括されている。ただし、時期や場所によっては、「森林権属」などと表現されることもあり、山岳・丘陵地帯等では、林地をめぐる諸権利を「山権」、林木をめぐる諸権利を「林権」と便宜的に呼び分け、双方を合わせて「山林権属」等と呼ぶこともある。

林権は、通常、「森林・林木・林地の所有者或いは使用者が、法に従って森林・林木・林地に対して、占有、使用、収益、処分を行う権利」であると定義される。

森林をめぐる権利関係として扱うのが適当な諸権利は、当該土地(森林・林地)と林木に特化した「林権」の定義よりも広い領域に及んでいた。文献の中には、「林業産権」(林業資産権)という用語で、林権よりも広義の権利概念を総括しようとするものが存在した。それによれば、「林業産権の内実は、林権に比べて広い」ものであり、「林権の客体は、林地と林木のみに過ぎない」が、「林業産権の客体は林業資産であり、林木・林地は林業資産の一部分に過ぎない」とされる。すなわち、この「林業産権」には、森林経営や林産物の生産・加工における知識・技術等の知的所有権、生産設備の所有・利用権、更

には、環境権等という形で、森林の環境保全・精神充足機能に伴う価値・便益を享受する権利等が含まれることになる。しかし、いずれにせよこれらの権利は、林産物を生み出す源であり、かつ環境の構成要素である森林（林木）と、それが立脚する土地に付随するものである。これもあって、現代中国を通じて、森林をめぐる権利関係の議論の中心は、常に、森林・林木・林地を対象とする「林権」にあった。現在の中国においては、経済発展に伴う木材需要が急増しつつある。特に、家具やフローリング等の内装材、及び建設工程に用いられる、人工林材を利用した木質ボード生産が急速に伸び、一定の産業基盤が確立されている。すなわち、人工林資源に対する需要は大きい。各地に拠点を構える木材加工企業は、原料となる木材の調達に苦心しており、安定的な供給体制の構築を望んでいる。これらは、森林・林業経営の規模拡大と、人工林造成一伐採のサイクルに基づく育成型林業の確立に向けての好条件を提供している。対して、現在の日本では、市場不況や住宅着工数の減少に伴い、国産の人工林材需要が伸び悩んでおり、個別の林家による森林・林業経営へのインセンティブが生まれていない。

さらに、本研究では、法政策の実施主体（機関等）の詳細についても明らかにすることができた。現在の中国では、各級の地方から基層に至るまでの単位において、森林政策の実施や林業技術の普及を担う組織・機関が比較的充実している。例えば、各級地方の林業行政機構、村民委員会、郷級の林業工作所、林業科学研究所、国有林場・苗圃、林業学校、森林公安等である。これらの存在は、農民世帯の経営する林地に対して、適切な技術指導や森林管理を行う上での大きなメリットとなり得る。日本の場合、かつては集落による

共同利用の仕組みや、森林組合を通じた経営・管理が行われ、地方の林業試験所や行政体系も充実していた。しかし、輸入材の導入が進み、国産材利用が低迷していくに連れて、これらの組織・機関は弱体化しつつある。一方、現在の中国における難点として挙げられるのは、過去における度重なる政治路線の転換に伴い、森林をめぐる権利関係が短期的に変更され、安定してこなかったことである。この歴史的な背景を受けて、現在、権利関係・経営形態の複雑化、主体間の権利の重複、政策に対する住民の不信感が、基層社会に根強く存在していることがわかった。同様に、歴史的な要因によって、個別の農民世帯において、近代的な権利概念が浸透しておらず、その権利の内実や運用方法についての知識が少ないことも難点の一つである。この点に関して、日本では「土地所有権」という形で、個別の林家における森林の権利が長期的に保障されてきた。このため、今日において、彼らは自らの有する権利の内実を熟知しており、その運用についても色々な方策を講じつつある。総じて、現在の中国における林権改革は、これらの問題への対処を迫られており、経営規模の拡大に際しても、これらの問題構造を踏まえた形での模索がなされており、それらが法政策に如実に反映されていることを解明することができた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 16 件）

- ① 奥田進一、中国の環境汚染責任法制に関する一考察、環境法体系、査読無、2012、1089-1104
- ② 奥田進一、中国の地球温暖化対策法政策とエネルギー市場開発、拓殖大学論集政治・経済・法律研究、第 14 巻第 2 号、査読有、2012、111-125

- ③ 関良基、飢餓を生み出す TPP、現代農業、査読有、2011、336-341
- ④ 長友昭、中国における農村の土地請負経営権の権利帰属確定方法に関する一考察、拓殖大学論集政治・経済・法律研究、第14巻第2号、査読有、2012、127-151
- ⑤ 平野悠一郎、Impact of Natyral Forest Protection Program policies on forests in northeastern CHINA、Forestry Studies in China、2011(3)、査読有、2011、pp231-238
- ⑥ 平野悠一郎、中国における人工林資源の造成と利用、木材情報、2011(3)、査読無、2011、12-15
- ⑦ 関良基、Forest Restractation without reliance upon ecological migration!、Peter Lang、査読有、2011、pp1-97
- ⑧ 関良基、再植林～中国の森林再生とその背景、森林環境 2011、査読有、2010、16-25
- ⑨ 関良基、脱ダムから緑のダムへ、社会資本としての川、査読有、2010、179-212
- ⑩ 関良基、「ウッド・ニューディール」で社会的共通資本を整備する、山林、1512号、査読有、2010、43-51
- ⑪ 長友昭、中国における農村土地請負経営権の流通に関する事例、比較法学、44巻1号、査読無、2010、188-203
- ⑫ 平野悠一郎、中国における人工林資源の造成と利用①、木材情報、2010(6)、査読無、2010、1-4
- ⑬ 平野悠一郎、中国における人工林資源の造成と利用②、木材情報、2010(7)、査読無、2010、5-8
- ⑭ 関良基、アジアの発展途上国における造林事業の比較研究、林業経済、62巻11号、査読有、2010、1-20
- ⑮ 関良基、ウッド・ニューディールとは何か？、林業経済、62巻12号、査読有、2010、2-5
- ⑯ 長友昭、中国物権法の下での「農民の保護」論と農地の権利移転について、農業法研究、44号、査読有、2009、127-139

[学会発表] (計7件)

- ① 奥田進一、中国の環境問題と法政策、西南学院大学共同研究育成プロジェクト「東アジアにおける平和の構築」、2012年2月17日、西南学院大学
- ② 平野悠一郎、中国の木材産業の発展の傾向と特徴、林業経済学会日中韓林業経済学分野国際シンポジウム「日中間における木材貿易と森林利用」、2011年12月13日、東京大学
- ③ 奥田進一、中国の草原利用をめぐる権利関係、第24回中国環境問題研究会、2011年3月25日、国立民族学博物館
- ④ 奥田進一、中国の土地法政策と草原・森

林資源保護、中国の森林政策と緑化を考
える日中国際シンポジウム、2010年12
月23日、龍谷大学

- ⑤ 平野悠一郎、中国の集団林権改革をめぐる社会背景、中国の森林政策と緑化を考
える日中国際シンポジウム、2010年12
月23日、龍谷大学
- ⑥ 平野悠一郎、現代中国の森林権利・利用
における“効率性”の揺らぎ、環境社会
学会第39回セミナー、2009年6月27日、
名古屋大学
- ⑦ 平野悠一郎、中国の林権かくかくについ
ての一考察、2009農村林業改革と発展宣
家論壇、2009年12月14日、中国林業科
学研究院（北京）

[図書] (計3件)

- ① 奥田進一、平野悠一郎、他、蒼蒼社、中
国環境ハンドブック 2009～2010年版、
2009、476
- ② 奥田進一、他、三和書籍、環境と法、2010、
280
- ③ 長友昭、他、日本評論社、法実務、法理
論、基礎法学の再定位、2009、295

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

奥田進一 (OKUDA Shinichi)
拓殖大学・政経学部・准教授
研究者番号：60365864

(2)研究分担者

関 良基 (SEKI Yoshiki)
拓殖大学・政経学部・准教授
研究者番号：40459269

長 友昭 (CHO Tomoaki)
拓殖大学・政経学部・助教
研究者番号：20555073

平野悠一郎 (HIRANO Yuichiro)
研究者番号：00516338

(3)連携研究者

小林紀之 (KOBAYASHI Noriyuki)
日本大学大学院・法務研究科・客員教授
研究者番号：50386091